

## 国際判例紹介 (17)

# サイガ号事件 (セント・ビンセント及びグレナディーン諸島対ギニア共和国)

(1977年12月4日 (第1事件) 及び

1999年7月1日 (第2事件) 国際海洋法裁判所判決)

高井 晋

(日本安全保障戦略研究所理事長)

### はじめに

サイガ号事件は、カリブ海の島嶼国セント・ビンセント及びグレナディーン諸島 (以下、セント・ビンセント) と西アフリカのギニアとの間で、排他的経済水域 (以下、EEZ) におけるギニアの行為について、国際海洋法裁判所 (以下、ITLOS) <sup>1</sup> で争われた最初の事件である。換言すると、ギニアの EEZ 内でセント・ビンセントの洋上給油船サイガ号 (M/V“SAIGA”) が他国漁船への給油したことに対し、ギニアが国内法違反であるとしてとった一連の行為について、セント・ビンセントが ITLOS に提訴した事件である。

サイガ号事件は2つの事件で構成され、第1号事件 (サイガ号乗組員即時釈放事件) は、セント・ビンセントが、ギニアの沖合の海域で拿捕された自国船サイガ号とその船員を速やかに釈放する手続きを開始するよう提起した事件<sup>2</sup> である。本案である第2号事件は、ギニアが国内法を根拠に洋上補給したサイガ号を拿捕・抑留したことについて、ギニアの管轄権行使が合法であるか否かについて争われたもの<sup>3</sup> で、第1号事件

1 国際海洋法裁判所は、1994年に発行したUNCLOSに基づき、UNCLOSの解釈や適用に関する紛争を司法的に解決することを任務として、1996年にドイツのハンブルグに設置された。これまでに32件の事案が付託され、そのうち、15件の判決と11件の暫定措置命令、2件の勧告的意見が下されている (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/itlos.html)。

2 本件の概要や判決については、以下の国際海洋法裁判所の判決を参照: INTERNATIONAL TRIBUNAL FOR THE LAW OF THE SEA, REPORTS OF JUDGMENTS, ADVISORY OPINIONS AND ORDERS THE M/V “SAIGA” CASE (SAINT VINCENT AND THE GRENADINES V. GUINEA), List of cases: No. 1, PROMPT RELEASE JUDGMENT OF 4 DECEMBER 1997.

3 本件の概要や判決については、以下の国際海洋法裁判所の判決を参照: INTERNATIONAL

と第2号事件は共に ITLOS で審理された。

国際海洋法裁判所 (ITLOS) 全景



(出典: <https://www.itlos.org/en/main/general-information/seat-of-the-tribunal/>)

サイガ号事件は、第1号事件で拿捕・抑留した船舶と乗組員の即時釈放問題、第2号事件では、管轄権と受理可能性<sup>4</sup>の問題、他国の排他的水域におけるギニアの行為の合法性、賠償問題など争点が多岐に渡っている。しかし、この国際判例紹介では、紙幅との関係で、サイガ号の第1号事件と第2号事件における事実関係、両当事者の主張及び裁判所の概要を示し、最後に若干の考察を加えている。

セント・ビンセントに暫定的に船舶登録されていた洋上給油タンカーのサイガ号は、1977年10月24日にダカール港を出発し、27日にギニア領のアルカトラズ島の沖合32カイリの排他的水域内に侵入し、ギニアから漁業許可を得て操業中のセネガル船籍の漁船2隻とギリシャ船籍の漁船1隻に対して燃料の補給を行った。翌28日にサイガ号は、ギニアの EEZ の境界の南の洋上で別の漁船に洋上補給を行うために停泊していたが、積み荷の所有者のスイスの会社の指示でギニアの EEZ を出て、シエラ・レオネの EEZ 内で漁船へ給油するため漂泊していた。

そこへ現われたギニアの税関警備艇は、停船命令を発したがサイガ号はこれを無視し逃走したので、警告した後に武力攻撃を行って同船を停船させた。この時、少なくとも2名の乗組員が負傷した。同船は、ギニア

TRIBUNAL FOR THE LAW OF THE SEA, REPORTS OF JUDGMENTS, ADVISORY OPINIONS AND ORDERS THE M/V “SAIGA” (No.2) CASE (SAINT VINCENT AND THE GRENADINES V. GUINEA), List of cases: No.2 JUDGMENT OF 1. JULY 1999.

4 ある紛争について、被告国が裁判所に管轄権があるかどうか、あるいは請求を受理出できるかどうかという抗弁を行なった場合に、裁判所は、この問題を先決的な判決で決定しなければならない。

アのコナクリ港に連行され、船長、ウクライナ人の船員 21 名と塗装工のセネガル人 3 人が抑留され、サイガ号の積み荷はギニアに陸揚げされた。

洋上給油船サイガ号



(出典： <https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/presentations/docs/18thjpeuconf-gautier.pdf>)

サイガ号は、セント・ビンセントに仮登録されていたが、キプロスの会社が所有し、スコットランドの会社が運航を引き受けていた。また、サイガ号の積み荷の石油はスイスの会社の所有で、別のスイスの会社が傭船契約していたことから、サイガ号は、複雑な契約関係にある洋上石油補給船であった。

## 2 サイガ号第1号事件とITLOSの判断

### (1) ITLOS への提訴

セント・ビンセントは、1998年1月13日に、国連海洋法条約（以下、UNCLOS）の第290条<sup>5</sup>に基づいてサイガ号とその乗組員の速やかな釈放に関する紛争について、ギニアに対し手続きを提起する申立書をITLOSに提出した。この申し立ては、ITLOSの件名簿に第1号事件と

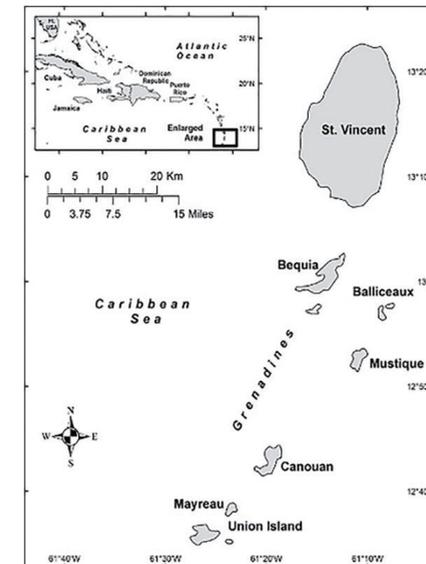
5 第292条1項は、船舶を抑留した国が第73条2項を遵守しなかったと主張されているときは、「釈放の問題については、紛争当事国が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から10日以内に当事者が合意しない場合には、釈放の問題については紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第287条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することが出来る。」と規定する。

して「サイガ号」の件名で登録された。ITLOSは、この事件の申し立てに関する弁論を11月21日に開始するよう、セント・ビンセントに通報した。他方、ギニアは、11月26日に応答声明をITLOSに送付した。

### (2) 紛争当事者の主張

この事件の争点は以下のとおりである。すなわち、原告国のセント・ビンセントは、①サイガ号がギニアの領海に侵入していないこと、②ギニアの関税警備艇がシエラ・レオーネEEZ内に在るサイガ号を攻撃する管轄権を有していないこと、③ギニアが抑留の理由をセント・ビンセントに通報しなかったこと、④ギニアがUNCLOS第73条2<sup>6</sup>を遵守していないことを主張した。

カリブ海沿岸国のセント・ビンセント及びグレナディーン



(出典： [https://www.frontiersin.org/files/Articles/668597/fmars-08-668597-HTML/image\\_m/fmars-08-668597-g001.jpg](https://www.frontiersin.org/files/Articles/668597/fmars-08-668597-HTML/image_m/fmars-08-668597-g001.jpg))

他方、被告国のギニアは、いかなる違法行為も手続きの違反も犯していないので、ギニアの権利の保護を追求し続けており、セント・ビンセントの提訴を却下することを要請した。すなわち、①セント・ビンセン

6 第73条2は、「拿捕された船舶及びその乗組員、合理的な補償金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。」と規定する。

トの申し立てが ITLOS 規則第 110 条<sup>7</sup>に従っていないこと、②本件には UNCLOS 第 292 条の適用がないこと、③サイガ号がギニア関税規則上の犯罪である密輸の関与していたこと、④抑留が UNCLOS 第 111 条に規定する連続追跡権<sup>8</sup>を行使した後に発生したことを主張した。

### (3) ITLOS の判断

裁判所は、審理の結果、① UNCLOS 第 292 条に基づいて、1997 年 11 月 13 日にセント・ビンセントが提出した申し立てを裁判所が受理する管轄権を有すること、②ギニアはサイガ号およびその乗組員を抑留から速やかに釈放しなければならないと命令し、③釈放は合理的な担保金の支払い又は合理的な補償の提供の後でなければならないと判決した。

## 3 サイガ号第 2 号事件と ITLOS の判断

### (1) 第 1 号事件と第 2 号事件との関係

セント・ビンセントは、1998 年 1 月 13 日に UNCLOS 第 290 条 5 項に基づいて、サイガ号とその乗組員の釈放等を求める暫定措置を ITLOS へ要請した。他方でギニアは、同年 2 月 20 日にセント・ビンセントと合意した交換公文を ITLOS へ通知した。すなわち両国は、1997 年 12 月 22 日に開始されていた仲裁手続きを ITLOS に変更することにしたため、ITLOS はこれを承認した。

また、ギニアは、ITLOS が暫定措置命令を出す前の 1998 年 3 月 4 日、サイガ号とその乗組員を釈放した。したがって ITLOS は、暫定措置命令を出す目的は失ったが、それでもサイガ号、船長、乗組員、所有者、傭船者に対して如何なる司法的及び行政的とることをも慎むよう命令した。ITLOS は、暫定措置の命令後、サイガ号拿捕に関して UNCLOS 違反があったか否かについての本案の審理に入った。

7 ITLOS 裁判規程第 110 条 4 項は、「旗国を代表する申請には、第 2 項に基づく許可があらかじめ裁判所に提出されていない場合には、その許可及び申請を提出した者が許可に記載されている法人であることを示す文書が添付されなければならない。また、申請書のコピーとすべての裏付け書類が旗国に配達されたことを示す証明書も含まれるものとする。(暫定訳)」と規定する。

8 第 111 条 1 項は、「沿岸国の権限ある当局は、外国船舶が自国の法律に違反した信ずるに足り十分な理由があるときは、当該外国船の追跡を行うことができる。…(追跡は)中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。…」と規定する。

アフリカ大陸最西端沿岸国のギニア



(出典: <https://www.slideserve.com/conway/jurisdiction-over-vessels>)

### (2) 紛争当事者の主張

原告国のセント・ビンセントは、①シエラ・レオネの EEZ 内でサイガ号を攻撃・拿捕・有罪としたことは、自国の旗を掲げる船舶の航行の自由を侵害しており UNCLOS 第 56 条 2 項<sup>9</sup> 及び第 58 条 (EEZ における他の国の権利及び義務) に違反する、②ギニアの関税及び密輸取り締まりに関する国内法は、ギニアの EEZ には適用・執行できず、UNCLOS 第 33 条 1 項 (a)<sup>10</sup> に違反する、③ギニアの連続追跡権は、UNCLOS 第 111 条に規定する要件を満たしていないため、同条 8 項<sup>11</sup> の規定により補償を行う義務がある、との主張を行った。

さらにセント・ビンセントは、④サイガ号や船員等の釈放に際して補償金の支払いを怠ったので、UNCLOS 第 292 条 4 項と第 296 条 (裁判が

9 第 56 条 2 項は、「沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するよう行動する。」と規定する。

10 第 33 条 1 項 (a) は、「自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。」と規定する。

11 第 111 条 8 項は、「追跡の行為が正当とされない状況の下に領海の外において船舶が停止され又は拿捕されたときは、その船舶は、これによって被った損失又は損害に対する補償を受ける。」と規定する。